

東労基発 0627 第2号  
令和4年6月27日

公益社団法人  
建設荷役車両安全技術協会  
東京都支部長 様

東京労働局 労働基準部長



### 移動式クレーンの転倒防止対策の徹底について

平素は、労働行政の運営に格別の御理解及び御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、本年、都内の建設工事現場においては、移動式クレーンの転倒が別紙のとおり頻発しており、たびたび報道がなされるなど社会的な問題として取り上げられております。これらの事案の中には、作業効率を優先するあまり、移動式クレーンによる荷のつり上げ作業時に過負荷防止装置を的確に機能させなかっただことで、過荷重となり、転倒に至ったという人的な要因によるものも散見されるところです。

また、移動式クレーンの転倒は、現場作業員を巻き込み、死亡などの重篤な災害に至るだけでなく、近隣住民や通行人などの第三者を巻き込んでの大きな災害につながりかねないものもあります。

つきましては、貴団体の傘下会員など関係者に対し、移動式クレーンを使用する作業に当たって、転倒を防止するため、下記の重点事項を遵守するよう周知方よろしくお願ひ申し上げます。

#### 記

- 1 作業計画の策定（計画段階におけるリスクアセスメントの実施や関係者への周知含む）
- 2 機械の能力に応じた適正な使用の徹底（性能表等による作業半径等の確認等）
- 3 地盤強度の確保の徹底（敷鉄板の敷設、アウトリガー最大張り出し等）
- 4 安全装置の有効保持の徹底（過負荷防止装置の適切な設定含む）

※移動式クレーンの安全作業に関するチェックリストを別添リーフレット「STOP！  
移動式クレーンの転倒災害！！」の裏面に掲載しておりますので、ご活用ください。

(別紙)

## 令和4年に東京労働局で把握した都内における移動式クレーンの転倒事案一覧

(6月20日現在)

番号	発生月	事故を発生した機械等の種類等		推定原因	発生状況
		クレーンの種類	つり上げ荷重 (能力)		
1	1月	ホイールクレーン	12 t	過負荷	<p>移動式クレーンを用いて、枯損木のつり切りを行っていた際、切断した幹部を切り離そうと、移動式クレーンを右旋回させたところ、移動式クレーンが前方方向に転倒したもの。</p> <p>過負荷防止装置は機能していたものの、幹部を切り離す際の旋回の反動で過負荷状態となり、転倒したものと考えられる（被災者なし）。</p>
2	5月	クローラクレーン	750 t	作業手順の誤り	<p>移動式クレーンの組立作業中、デリックブームがクレーンの安定する範囲にない状態で、移動式クレーンを旋回させたため、移動式クレーンが転倒したもの（被災者なし）。</p>
3	5月	トラッククレーン	3 t	調査中	<p>移動式クレーンで1tの発電機をつり上げ、ジブを延ばしたところ、移動式クレーンが転倒したもの。</p> <p>移動式クレーンの転倒により付近にあったボンベが倒れ、被災者の足に当たり、骨折した。</p>
4	6月	ホイールクレーン	約12 t	過負荷防止措置の無効化	<p>移動式クレーンで型枠用資材の荷下ろし作業中、過負荷防止装置が作動したにもかかわらず、この機能を無効化した上で、ジブを更に延ばし、荷下ろし作業を続けたところ、移動式クレーンが転倒したもの。</p> <p>なお、移動式クレーンの設置場所は道路であり、幅員の関係でアウトリガーを十分に張り出せない状況であった（被災者なし）。</p>
5	6月	ホイールクレーン	調査中	調査中	<p>移動式クレーンで建設機械のつり降ろしを行っていたところ、移動式クレーンが転倒したもの。</p> <p>誘導者が負傷した。</p>